

我孫子市防火対象物の点検基準等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、防火対象物の点検に関し、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。第4条において「省令」という。）第4条の2の6第1項第9号に規定する市長が定める基準等について必要な事項を定めるものとする。

(防火対象物の点検基準)

第2条 防火対象物の点検基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 我孫子市火災予防条例（昭和37年条例第12号。以下「条例」という。）第3章第1節（第8条の3及び第11条から第17条までを除く。）に規定する火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準に適合していること。
- (2) 条例第3章第2節に規定する火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準に適合していること。
- (3) 条例第3章第3節（第23条及び第26条に限る。）に規定する火の使用に関する制限等に適合していること。
- (4) 条例第4章第1節に規定する指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に適合していること。
- (5) 条例第4章第2節に規定する指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に適合していること。

(点検要領)

第3条 前条各号に定める基準による消防法（昭和23年法律第186号。次条において「法」という。）第8条の2の2第1項に規定する点検は、別表によらなければならない。

(報告)

第4条 法第8条の2の2第1項の規定による報告は、省令第4条の2の4第3項に規定する防火対象物点検結果報告書に、前条の点検の結果を記載した防火対象物点検票（別記様式）を添付して行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

点検要領

第1 一般的留意事項

- 1 点検に際しては、原則として防火管理者等の関係者の立会いを求めること。
- 2 各点検項目において、点検時の判定が否の状態であっても、点検実施中に改善して判定が適の状態となったものについては、改善内容を防火対象物点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入するとともに、判定を適とすることができること。
- 3 点検の際、判定の適否と関係のない事項であっても、火災予防上の問題のある事項については、防火管理者等の関係者で立会いをする者（以下「立会者」という。）にその事項及び改善方法について助言するとともに、その旨を防火対象物点検票の「備考」の欄に記入すること。その他「備考」の欄には、点検を実施した際に気が付いた防火管理上の所見、防火管理維持台帳の編冊状況等について記入すること。
- 4 「備考」又は「状況及び措置内容」の欄に記入できない場合は、その内容を記入した書類を添付すること。

第2 火を使用する設備の位置、構造及び管理等

1 留意事項

- (1) 点検の対象とする火を使用する設備等は、炉、ふろがま、温風暖房機、厨房設備、ボイラー、ストーブ、壁付暖炉、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備、掘ごたつ及びいろり、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備並びに放電加工機とすること。
- (2) 点検の対象とする火を使用する器具等は、液体燃料を使用する器具、固体燃料を使用する器具、気体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具及び使用に際し火災の発生のおそれのある器具とすること。
- (3) 第2条第1号から第3号までに規定する基準に適合していないと

認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を防火対象物点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。

(4) 条例第44条第1号から第8号の2までに掲げる設備を設置している場合は、消防長に届け出されている内容を確認すること。

2 点検方法等

点検項目		点検方法	判定方法
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	火を使用する設備等	設備の位置について目視により確認すること。	設備から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に炭化状態が見られないこと。ただし、火花を生ずる設備及び放電加工機を除く。
	設備の管理	設備の管理の状況について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 設備及びその附属設備に破損、亀裂及び燃料漏れがないこと。ただし、掘ごたつ及びいろりを除く。 2 厨房設備の天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の清掃が行われていること。
	火を使用する器具等	器具の取扱いについて関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 器具から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に、炭化状態が見られないこと。 2 不燃性の床上又は台上で使用していること。

<p>火の使用に関する制限等</p>	<p>喫煙等の制限</p>	<p>1 条例第23条第1項の規定により消防長が指定する場所（以下「禁止場所」という。）において、喫煙し、裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品の持込み（以下「禁止行為」という。）を行っていないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p> <p>2 禁止場所には、条例第23条第2項及び第3項に規定する標識が設置されているか目視により確認すること。</p> <p>3 喫煙が全面的に禁止されている防火対象物には、全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p> <p>4 3以外の防火対象物には、適当な数の吸がら容器を設置した喫煙所を設け、条例第23条第4項</p>	<p>1 禁止場所において、禁止行為が行われないよう措置されていること。</p> <p>※ 消防長から禁止場所での禁止行為について火災予防上支障がないと認められている場合は、解除承認等書類により確認すること。</p> <p>2 禁止場所には、条例第23条第2項及び第3項に規定する標識が設置されていること。</p> <p>3 喫煙が全面的に禁止されている防火対象物について、「禁煙」と表示した標識の設置その他の全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われていること。</p> <p>4 3以外の防火対象物について、吸がら容器を設置した喫煙所が設けられ、条例第23条第4項</p>
--------------------	---------------	--	---

		<p>第2号に規定する標識の設置等について目視により確認すること。</p> <p>5 劇場等において階ごとに喫煙所を設けない場合は、禁煙を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p>	<p>第2号に規定する標識が設置されていること。</p> <p>5 劇場等において階ごとに喫煙所を設けない場合は、禁煙を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われていること。</p>
	がん具用煙火の制限	<p>がん具用煙火を火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第91条第2号に定められた数量の5分の1以上取り扱っている場合は、貯蔵又は取扱いの状況について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p>	<p>ふたのある不燃性の容器に入れるか、防炎処理した覆いをしていること。</p>

第3 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い

1 留意事項

- (1) 第2条第4号に規定する基準に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を防火対象物点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- (2) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に掲げる指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、消防長に届け出されている内容を確認すること。

(3) 地下タンクからの危険物の漏れの有無は、漏えいを検知する設備により確認すること。

2 点検方法等

点検項目		点検方法	判定方法
指定数量	貯蔵又は取扱い数量	危険物の貯蔵又は取り扱う数量について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	指定数量以上の危険物が貯蔵又は取扱いされていないこと。
未満の危険物の	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気を使用されていないこと。
貯蔵及び	漏れ・あふれ又は飛散の防止	危険物が漏れ、あふれ、又は飛散していないか目視により確認すること。	危険物が漏れ、あふれ、又は飛散していないこと。
取扱い	容器	危険物を貯蔵又は取り扱う容器に破損、腐食、さけめ等がないか目視により確認すること。	容器に密栓不良、破損、著しい腐食、さけめ等がないこと。
危険物	少量危険物	計器類に関する監視	適正な温度、湿度又は圧力が保たれているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。
	タンク本体	1 タンク（地下タンクは除く。）にさびがないか目視により確認すること。 2 引火防止装置に損傷、目詰まり、腐食がないか目視により確認すること。	1 タンクに著しいさびがないこと。 2 引火防止装置に目詰まり、著しい損傷及び腐食がないこと。

			と。ただし、引火点が40℃以上の危険物を除く。 3 流出を防止するための措置について目視により確認すること。	3 流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。
		配管	配管に腐食及び損傷がないか目視により確認すること。なお、埋設配管の場合には、点検箱内の配管接合部分の状況を目視により確認する。	著しい腐食及び損傷がないこと。

第4 指定可燃物等の貯蔵及び取扱い

1 留意事項

- (1) 第2条第5号に規定する基準に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を防火対象物点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- (2) 条例別表第8に定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、定められた数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、消防長に届け出されている内容を確認すること。
- (3) 地下タンクからの可燃性液体及び指定数量5分の1以上指定数量未満の動植物油類の漏れの有無は、漏えいを検知する設備により確認すること。

2 点検方法等

点検項目		点検方法	判定方法
指 定 可 燃	可 燃 性 液	火気の使用制限 みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気を使用されていないこと。

物等 の貯蔵 及び 取扱い	体類等	漏れ・あふれ 又は飛散の 防止	可燃性液体類等が漏れ、あふれ、又は飛散していないか目視により確認すること。	可燃性液体類等が漏れ、あふれ、又は飛散していないこと。
		容器	可燃性液体類等を貯蔵又は取り扱う容器に破損、腐食、さけめ等がないか目視により確認すること。	容器に密栓不良、破損、著しい腐食、さけめ等がないこと。
		計器類に関する監視	適正な温度、湿度又は圧力が保たれているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	設置された計器類（温度計、湿度計、圧力計等）が機能していること。
		タンク本体	1 タンク（地下タンクは除く。）にさびがないか目視により確認すること。 2 流出を防止するための措置について目視により確認すること。	1 タンクに著しいさびがないこと。 2 流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。
		配管	配管に腐食及び損傷がないか目視により確認すること。なお、埋設配管の場合にあっては、点検箱内の配管接合部分の状況を目視により確認すること。	著しい腐食及び損傷がないこと。
	綿花類等	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気を使用されていないこと。

	集積単位	集積単位相互間の距離が保たれているか目視又は関係のある者の聴取により確認すること。	1 集積単位の面積に応じた集積単位相互間の距離が保たれていること。
	計器類に関する監視(廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合)	<p>1 温度測定装置の設置の有無を目視により確認すること。</p> <p>2 水分管理又は温度、可燃性ガス濃度の監視による廃棄物固形化燃料等の発熱の状況の監視に関する実施状況に関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p>	<p>1 温度測定装置が設置されていること。</p> <p>2 設置された計器類(温度、水分量又は可燃性ガスを測定する装置等)が機能し、水分管理又は発熱状況の監視が適切に実施されていること。</p>